第七十三条第二項	及び後期高齢者支援金
第七十六条第一項（国民健康保険法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	及び後期高齢者支援金等

、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金

、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金

附則第八条中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加える。

2　平成二十五年度及び平成二十六年度において、市町村について、国民健康保険法第七十条、第七十五条及び第七十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十条第一項	及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）	、同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下この項において「老人保健医療費拠出金」という。）
	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金
第七十五条	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び平成二十年四月改正前老健法の規定による拠出金（次条第一項において「老人保健拠出金」という。）
第七十六条第一項	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金

附則第九条第一項の表第七十条第一項の項下欄中「第七十五条」の下に「及び附則第七条第一項」を加え、同条に次の三項を加える。

5　平成二十四年度において、退職被保険者等所属市町村について、前項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。

6　平成二十五年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法第七十条の規定並びに同法第七十五条、第七十六条及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十条第一項	及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下この項において「老人保健医療費拠出金」という。）
	及び後期高齢者支援金
第七十五条	及び後期高齢者支援金等
第七十六条第一項	及び後期高齢者支援金等

、同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下この項において「老人保健医療費拠出金」という。）

、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金

、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金

第七十条第一項	及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同

、同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条及び附則第七条第一項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下この項において「老人保健医療費拠出金」という。）

、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金

	及び後期高齢者支援金の納付
	後期高齢者支援金の額
第七十五条	及び後期高齢者支援金等
第七十六条第一項	及び後期高齢者支援金等
附則第七条第一項	後期高齢者支援金の額

、後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金の納付

後期高齢者支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額

、後期高齢者支援金等及び平成二十年四月改正前老健法の規定による拠出金（次条第一項において「老人保健拠出金」という。）

、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金

後期高齢者支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。）

7　平成二十六年度において、退職被保険者等所属市町村について、前項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。

附則第十条第三項及び第四項を次のように改める。

3　平成二十二年度において、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた、同法附則第二十一条の二第一項の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、同条第三項中「及び病床転換支援金（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において」とあるのは「（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。）、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当